資料１

第３回社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会
委員意見に対する市の考え方と素案の修正

	意見の概要	市の考え方と素案の修正
第3章　取り組む施策		
1. 地域ネットワークの充実 （2）地域包括支援センターの機能強化 ①　必要な体制の検討、確保		
P27	1行目、「業務全体の効率化を図る」となっているが、「効率化」という表現が、「相談業務の効率化」というようにとらえられるのではないか。	事務や体制等業務全体の効率化を図ることで、相談支援等の業務に注力していくという趣旨であるため、文書を修正します。 **【修正文】** 地域総合支援センターの業務全体の効率化を図るとともに、住民支援等の業務をより適切に行えるよう、配置が義務付けられている３職種（保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員）に加え、その他の専門職や事務職を含めた必要な体制を検討し、その確保に努めます。
2. 適切な介護保険サービスの確保 （3）介護保険サービスの質の向上 （新設）④　障害のある高齢者へのケアマネジメントの充実		
P37	障害者が65歳になれば、原則介護保険制度が優先されることとなるが、障害サービスを利用していた人が、介護サービスに移行する時に、配慮はあるのか。 (後日メールでの追加意見) ・共生型サービスの促進について 明石市としてこのサービスをどのように推進するのか計画への反映を希望する。	障害者が65歳になり介護認定を受けた場合に、原則介護保険制度が優先されるため、障害サービスを利用されている人が切れ目のない支援を受けられるよう、障害福祉担当をはじめ関係機関等との連携が必要であることから、2(3)④「障害のある高齢者へのケアマネジメントの充実」として項目を新設します。 **【追記文】** 障害サービスを利用している障害者は、65歳になり介護認定を受けた場合、原則として介護保険サービスが優先されることとなりますが、本人の状況等に応じて引き続き障害サービスを利用することもできるため、介護保険サービスの利用を始める際に、切れ目のない支援となるよう、介護支援専門員と相談支援専門員との連携や制度の相互理解の促進に取り組みます。 また、障害者が従来から利用していた障害サービス事業所を引き続き利用できる共生型サービスの普及に努めます。 障害のある高齢者が必要なサービスを適切に利用できるよう、障害福祉課との連携のもと、介護支援専門員等への支援、制度の理解促進や普及啓発に引き続き取り組みます。

4. 権利擁護の取組の推進 （1） 成年後見制度の普及促進 ① 成年後見制度の普及促進		
P48	「日常生活自立支援事業」については、県からの委託事業であり、当該事業のみで、高齢者の日常生活の自立を支援できるものではないと考える。他の事業とも合わせ一体的に支援をしていく必要がある。	高齢者の自立支援については、日常生活自立支援事業のみではなく、他の事業とも合わせ支援することが必要であるため、「一体的に」という文言を追加し、日常生活自立支援事業を他の事業とも連動させるよう修正します。 **【「さらに」以降の修正文】** また、神戸家庭裁判所と連携して明石市社会福祉協議会が行う法人後見や市民後見活動を円滑に進め、明石市社会福祉協議会の日常生活自立支援事業などを活用しながら、一体的に日常生活における高齢者の自立を支援します。
② 身寄りのない高齢者等への支援（新設）		
P48	身寄りがない高齢者が、体調不良等で緊急搬送された場合、介護支援専門員が付き添っている場合がある。 今後、身寄りがない高齢者が増加することも見込まれるが、支援はあるのか。	高齢者への支援については、関係者が顔の見える関係を構築し、互いの職域を理解しながら連携し、チームとして支援を行う、ということの積み重ねが必要だと考えます。 身寄りのない方への支援について、「①成年後見制度の普及促進」から切り出し、新たに項目として「②身寄りのない高齢者等への支援」を追加し、高齢者を支える支援者間の関係構築の推進と後見支援センターでの終活支援について追記します。 **【追記文】** 身寄りがなく、判断能力が十分でないため財産管理や日常生活上必要な契約行為ができない高齢者に対し、市長による成年後見人等選任の申立てを行うほか、被後見人が低所得である場合などに被後見人等に対し申立て費用や報酬費用の助成を行います。 また、支援者間の顔の見える関係づくりを推進するとともに、後見支援センターにおける終活相談や、広報等を通じたもしもの時の備えについての啓発を行います。
（2） 高齢者の虐待防止及び早期発見・早期対応 ① 高齢者虐待の防止及び早期発見・早期対応		
P48	高齢者虐待の防止及び早期発見を図り、養護者への支援を行うとともに、高齢者虐待を受けている場合は、高齢者の安全確保等早期対応に関する取組が必要である。	高齢者虐待への対応は、虐待を受けている高齢者の安全の確保と養護者への支援が不可欠なことから、市と地域総合支援センターが中心となって虐待を受けている状態の解消に取り組む旨を追記します。

		【追記文】 　また、通報を受けた際には、市と地域総合支援センターが中心となって実態把握を行い、高齢者の保護等の対応をするとともに、養護者の支援を行います。
5. 支え合い、いきいき暮らせる地域づくり （2） 生きがいづくりと社会参画の促進 ⑤ 就労支援		
P51	就労支援について、シルバー人材センターへの支援に加え、定年退職後の就労支援として NPO 法人を活用した支援の仕組みづくりが必要である。	有償・無償のボランティアを含め役割がある形での高齢者等の社会参加を促進するため、高齢者の担い手の養成や活動の場の確保等の取組、シルバー人材センターにおける高齢者の就労継続への支援を進めています。日常生活に関する実態調査結果において、75歳未満の前期高齢者は、収入のある仕事についている割合が、地域活動やボランティア活動等への参加割合より高いことから、就労意欲のある高齢者がライフスタイルや能力に応じて活躍できるよう、NPO法人等を活用した高齢者の多様な就労の場の提供や相談支援等の仕組みづくりについて検討する旨を追記します。 【修正・追記文】 　地域において、就労を通じ高齢者の活躍できる機会を増やすことで高齢者の社会参画の促進を図るため、シルバー人材センターに対する運営支援や、市が実施する認知症施策や介護予防・生活支援サービス等のシルバー人材センターへの委託を継続することにより、身近な地域での就労や社会参画の機会の拡充を図ります。 　また、就労意欲のある高齢者のライフスタイルや能力等に応じた多様な就労ニーズに対応するため、関係機関や関係部署と連携し、NPO法人等を活用した高齢者の多様な就労の場の提供や相談支援等の仕組みづくりについて検討します。
（4） 見守り体制の充実 ⑤ 移動手段の確保 変更（新設）「（3） 生活支援体制整備の推進 ④ 移動手段の確保」		
P52	高齢者の移動手段として、優待乗車券やタクシー利用券が交付されているが、生活支援としては、買物と通院への支援が必要である。 　地域課題等を把握し高齢者の視点で、福祉バスを走らすなど発想の転換が必要である。	少子高齢化に伴い高齢者のみの世帯やひとり暮らし高齢者が増加する中で、特に、通院や買物への移動が困難な高齢者への支援の必要性が高くなっていることは認識しています。しかしながら、お住いの地理的状況や身体の状況など、各個人それぞれの状況に応じた対応が必要であると考えます。 　地域ごとの課題の把握や、事業者が実施している買い物支援や有償ボランティアによる移動支援など地域の資源の把握、先行事例を参考に多様な

		主体による移動支援等について検討する旨を追記します。 **【修正文】** 　高齢者や障害があっても住み慣れた地域で、できる限りこれまで通りの暮らしを続けられるよう、外出に困難を感じる人に対する通院や買物等の移動や外出について、交通施策担当部局等と連携し、地域ごとの課題の把握や分析、事業者が実施している買い物支援や有償ボランティアによる移動支援など地域の資源の把握・活用、先行事例の調査研究など、多様な主体による移動支援等について検討します。